

岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第57号

岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定介護老人福祉施設

第1節 指定介護老人福祉施設（第3条～第11条）

第2節 ユニット型指定介護老人福祉施設（第12条～第16条）

第3章 介護老人保健施設

第1節 介護老人保健施設（第17条～第23条）

第2節 ユニット型介護老人保健施設（第24条～第29条）

第4章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第97条第1項から第3項までの規定に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によ

る。

第2章 指定介護老人福祉施設

第1節 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の指定)

第3条 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

(基本方針)

第4条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第5条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれるとともに、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がないものにあつては第4号の栄養士を、規則で定める指定介護老人福祉施設にあつては規則で定める従業者を置かないことができる。

(1) 医師

(2) 生活相談員

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（第18条第1項第3号において「看護職員」という。）

(4) 栄養士

(5) 機能訓練指導員

(6) 介護支援専門員

2 前項各号に掲げる従業者のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならない。

(設備)

第7条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所
- (6) 医務室
- (7) 食堂及び機能訓練室
- (8) 廊下
- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第9条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、指定介護福祉施設サービスの提供を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、

当該指定介護福祉サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（秘密保持等）

第10条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所者及びその家族からの指定介護福祉サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第2節 ユニット型指定介護老人福祉施設

（この節の趣旨）

第12条 前節（第5条及び第6条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第14条第1項第1号及び第2項第2号において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第13条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築

き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第14条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) ユニット

ア 居室

イ 共同生活室

ウ 洗面設備

エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 廊下

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- 2 前項第1号アの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ア 10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

イ ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線の遮断を確保すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第15条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、指定介護福祉施設サービスの提供方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第16条 第8条、第10条及び第11条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

第3章 介護老人保健施設

第1節 介護老人保健施設

(基本方針)

第17条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、当該入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第18条 介護老人保健施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、医師及び看護師にあっては介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第20条第1項及び第26条第1項において「厚生省令」という。）で定める員数を、その他の従業者にあっては規則で定める基準による員数を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護職員又は介護職員
- (4) 支援相談員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

（管理者）

第19条 介護老人保健施設は、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならない。

（施設）

第20条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、療養室、診察室及び機能訓練室にあっては厚生省令で定める基準により、その他の施設にあっては規則で定める基準によらなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 談話室
- (5) 食堂
- (6) 浴室
- (7) レクリエーション・ルーム
- (8) 洗面所
- (9) 便所
- (10) サービス・ステーション
- (11) 調理室
- (12) 洗濯室又は洗濯場

(13) 汚物処理室

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、規則で定める施設を設けないことができる。

(構造設備)

第21条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、介護老人保健施設の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第22条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、その療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該介護老人保健施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第23条 第8条、第10条及び第11条の規定は、介護老人保健施設について準用する。

第2節 ユニット型介護老人保健施設

(この節の趣旨)

第24条 前節（第18条及び第19条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第26条第1項第1号において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第25条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第26条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、療養室、診察室及び機能訓練室にあつては厚生省令で定めるところにより、その他の施設にあつては規則で定める基準によらなければならない。

(1) ユニット

ア 療養室

イ 共同生活室

ウ 洗面所

エ 便所

(2) 診察室

(3) 機能訓練室

(4) 浴室

(5) サービス・ステーション

- (6) 調理室
- (7) 洗濯室又は洗濯場
- (8) 汚物処理室

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、規則で定める施設を設けないことができる。

(構造設備)

第27条 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第28条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該介護保健施設サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第29条 第8条、第10条及び第11条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

第4章 雑則

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第7条第2項第1号の規定の適用については、同号中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）における第7条第2項の適用については、同項第1号中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同項第2号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」と読み替えるものとする。

- 4 昭和62年3月9日前から存する特別養護老人ホームにおける前項の規定の適用については、同項中「原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること」と読み替えるものとする。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第21条第1項の規定は、適用しない。